

令和7年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和7年度6月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		福祉保健課	4
		孤独・孤立対策課	5
		長寿社会課	6
		医療政策課	8
		感染症対策センター	11
	2 歳入歳出事項別明細書		12
	3 節の明細		16
	4 債務負担行為に関する調書	医療政策課	17

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課	18
第12号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	障がい福祉課	26

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和6年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	福祉保健課ほか	27
第11号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例(鳥取県特別医療費助成条例、鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)(令和7年5月20日専決)	障がい福祉課	28
第12号	長期継続契約の締結状況について	医療・保険課	30

補正予算説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	4,288,544	904	4,289,448				904	
孤独・孤立対策課	1,192,907	9,744	1,202,651	8,600			1,144	
長寿社会課	15,511,198	25,166	15,536,364	21,524			3,642	
医療政策課	7,249,236	459,408	7,708,644	459,408				
感染症対策センター	630,958	240,389	871,347	120,194			120,195	
部計	52,366,964	735,611	53,102,575	609,726			125,885	
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新)訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ・(新)ケアプランデータ連携システム普及加速化モデル事業 ・〔債務負担行為〕医師確保奨学金等貸付事業 ・(新)医療施設等経営強化緊急支援事業 ・(新)災害時歯科保健医療提供体制整備事業 								

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7142)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立福祉人材研修センター基金造成補助事業	0	904	904				904	
トータルコスト	補正前: 0千円 (0.0人)、補正: 1,693千円 (0.1人)、計: 1,693千円 (0.1人)							

1 事業の目的、概要

県立福祉人材研修センターの指定管理者である鳥取県社会福祉協議会に対し、令和6年度指定管理料の余剰額の一部を基金として積み立てるための補助金を交付する。

<基金造成補助金の仕組み>

県立指定管理施設のうち、指名指定により管理者を決定している施設については、指定管理料余剰額から、経営努力によらない額(複数年契約に伴うもの等)を控除した額を指定管理者が別途設ける基金に積み立て、指定管理者が行う公益事業等に使用できる仕組みとしている。

2 主な事業内容

(1) 補助金の名称

鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金

(2) 交付先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 (県立福祉人材研修センターの指定管理者)

(3) 補助内容

以下の事業に充当する基金造成に対して補助金を交付

ア 鳥取県社会福祉協議会が定款に定める公益事業

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉を目的とする事業を運営する者への支援及び調査研究
- 高齢者の生きがい対策事業の充実

イ 県立福祉人材研修センターの管理運営

- 情報提供機能の充実及び県立福祉人材研修センターの利用促進
- 施設環境の整備
- 災害時必要物品の整備
- 職員接遇研修の実施

(4) 所要経費

区分	金額	摘要
令和6年度委託料支払額 (協定書の額)	46,831	既支払額 (A)
令和6年度委託料実績額	44,459	(B)
令和6年度委託料余剰額	2,372	(C = A - B)
経営努力によらない額 (※)	1,468	(D)
補助額	904	(C - D)

(※) 外部委託業務等の複数年契約導入による請負差額

3 その他 (改善点等)

基金造成以降、指定管理者は定款に定める公益事業や指定管理施設の管理運営に本基金を充てることとしており、これにより、社会福祉に関わる人材の育成及び県民の社会福祉に対する理解と参加の促進につなげている。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

孤独・孤立対策課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金貸付事業	26,480	7,456	33,936	7,456				
トータルコスト	補正前：27,269千円（0.1人）、補正：8,245千円（0.1人）、計：35,514千円（0.2人）							
<p>1 事業の目的、概要 低所得世帯等に対し、生活再建までの間に必要な生活費や住宅賃貸契約を結ぶための費用等の資金貸付及び相談支援を行うため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に必要となる経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容 本事業に使用する生活福祉資金業務システム（運営：全国社会福祉協議会）のソフトウェア更新等に伴い、必要となる経費を県社協に補助する。（補助率10/10）</p>								

3項 生活保護費

孤独・孤立対策課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保護行政費	30,513	2,288	32,801	1,144			1,144	
トータルコスト	補正前：100,967千円（9.5人）、補正：3,077千円（0.1人）、計：104,044千円（9.6人）							
<p>1 事業の目的、概要 令和7年10月に生活保護基準が改定されることなどに伴い、生活保護システムの改修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 生活保護基準改定に伴って、生活保護システム上で基準改定を反映した支給額を算定するため等の改修を行う。</p>								

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7175）

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	0	7,500	7,500	5,625			1,875	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：8,289千円（0.1人）、計：8,289千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、その担い手を育成することで、地域において利用者が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保する。

2 主な事業内容

(1) 事業内容

事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが一定期間経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行する際に生じる経費を支援する。

(2) 対象事業所

訪問介護事業所、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所

(3) 補助基準額

30分未満の同行支援1回につき、3,500円

30分以上の同行支援1回につき、5,000円

（経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで）

(4) 補助率

10/10（財源内訳：国3/4 県1/4）

令和7年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7175）

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)ケアプランデータ連携システム普及加速化モデル事業	0	17,666	17,666	15,899			1,767	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：18,455千円（0.1人）、計：18,455千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で紙でやり取りされているケアプランについて、ケアプランデータ連携システム（※1）の普及促進によって電子化を図り、介護事業所の負担軽減に繋げる。

2 主な事業内容

介護現場を熟知した専門家と連携して、システム導入と業務の課題整理や業務効率化、効果検証も含めて支援し、他の事業所への横展開につなげるモデルを構築する。

(1) 未導入事業所への伴走支援

- ・システム説明会、研修会の開催によるシステムの普及・啓発の実施
- ・未導入事業所に対して個別事業者又は複数事業所単位で伴走支援を実施し、システム導入と併せて事業所の課題整理や業務フローの見直しなど、業務効率化のモデル事業所を育成
- ・モデル事業所による成果報告会を開催し、他事業所への横展開の実施

(2) 導入済事業所における効果検証（米子市と連携して実施）

- ・システム導入済事業所を対象として、ツール等を活用したタイムスタディ（※2）を行い、専門家による業務効率化等の効果検証を実施
- ・検証結果や導入効果について、チラシ又は専用サイト等の作成による他事業所への横展開の実施

3 その他

- ・導入実績：令和6年7月時点 186事業所（19.6%）
令和7年3月時点 234事業所（24.7%）
- ・システムの導入効果に対するイメージの低さ（費用削減や業務効率化の効果が不明等）やシステムの活用に対する負担感（操作方法が不明、相手先が少なく活用できない等）が大きな課題となっているため、システム導入に伴う業務効率化のモデル事例の構築や効果を発信していく必要がある。

（※1）ケアプランデータ連携システムについて

令和5年度より国民健康保険中央会が運用を開始したシステム。居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やりとりされるケアプランのうち、サービス提供票をデータ上で安全に送受信することで、介護サービス事業所の事務負担軽減が可能となる。

（※2）タイムスタディについて

職員の作業時間を測定・分析し、業務改善に繋げる調査手法。作業時間を見える化することで、課題を把握するとともに業務改善効果を実感することが可能となる。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7195）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保奨学金等貸付事業	〔債務負担行為〕 342,000 320,100	〔債務負担行為〕 38,880 0	〔債務負担行為〕 380,880 320,100				〔債務負担行為〕 38,880	
トータルコスト	補正前：331,931千円（1.5人）、補正：789千円（0.1人）、計：332,720千円（1.6人）							

1 事業の目的、概要

将来本県の医療に貢献する意思のある医学生に対して、県内の医療機関等で一定期間勤務した場合は返還を免除する奨学金を貸与することにより、県内における医師の養成・確保を図る。

2 主な事業内容

令和8年度から、鳥取大学医学部に新たな地域枠（7名）が設けられることにより、県内の医師確保や鳥取大学の医師派遣機能強化が期待されることから、当該地域枠医学生に貸与する「地域医療強化医師確保奨学金」を新設するとともに、所要経費にかかる債務負担限度額を引き上げる。（令和8年度～令和13年度）

「地域医療強化医師確保奨学金」の概要

（1）奨学金額：月額120千円×72月

（2）返還免除条件：県内勤務6年間（初期研修（2年間）＋以下のいずれかに従事（4年間））

- ・ 専門研修：鳥大病院、県内連携病院・診療所で専門研修
- ・ 公衆衛生：鳥大社会医学講座、保健所等に勤務
- ・ 基礎研究：鳥大病院、鳥大大学院等で研修

<債務負担行為の概要>

奨学金種別	対象者	新規貸付枠(人)	月額/人 (年額/人)	限度額
医師養成確保奨学金 (地域枠)(H18～)	鳥取大学医学部医学科(推薦入試)入学者	5	120 (1,440)	43,200(6年間)
医師養成確保奨学金 (編入枠)(R4～)	鳥取大学医学部医学科 (学士編入)入学者	5	120 (1,440)	36,000(5年間)
医師養成確保奨学金 (一般貸付枠)(H19～)	県内外の大学医学部医学科 在学生	8	100 (1,200)	57,600(6年間)
緊急医師確保対策奨学金(特別養成枠)(H21～)	鳥取大学医学部医学科 (推薦入試)入学者	6	150 (1,800)	64,800(6年間)
臨時特例医師確保対策奨学金 (臨時養成枠)(H22～)	鳥取大学医学部医学科 (一般入試)入学者	13→11 (△2人)	150 (1,800)	140,400(6年間) →118,800(△21,600)
(新)地域医療強化医師確保奨学金(とっとり医療人養成枠)(R8～)	鳥取大学医学部医学科 (一般入試)	7	120 (1,440)	60,480(6年間)
合計		37→42 (+5人)		342,000 →380,880(+38,880)

※「臨時養成枠」(13名)中、恒久定員内の2名を新設地域枠に振り替え、所要経費にかかる債務負担限度額を引き下げる。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7182）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 医療施設等経営強化緊急支援事業	0	440,400	440,400	440,400				
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：441,189千円（0.1人）、計：441,189千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

国の補正事業を活用し、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした支援を行うとともに、地域における周産期医療提供体制確保に向けた分娩取扱施設及び小児医療拠点の取組を支援し、地域の医療提供体制の確保を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
病床数適正化支援事業	令和7年9月30日までの間に病床数（一般病床、療養病床及び精神病床）の削減を行う医療機関に対して、給付金を支給する。 （交付額）病床1床につき4,104千円 （補助率）10/10	410,400
分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業	○分娩取扱施設支援事業 令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている医療機関に対して、分娩取扱に係る給付金を支給する。 （交付額）1施設あたり2,500千円 （補助率）10/10 ○小児医療施設支援事業 令和5年度における小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における小児の入院延べ患者数の平均を下回る小児医療施設に対して、小児科部門の病床に係る給付金を支給する。 （交付額）許可病床のうち、小児科部門の病床数×250千円 （補助率）10/10	30,000

令和7年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7228）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 災害時歯科保健医療提供体制整備事業	0	19,008	19,008	19,008				
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：19,797千円（0.1人）、計：19,797千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

災害時における歯科医療及び口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な資器材を整備することにより、災害時歯科保健医療提供体制を確保する。

2 主な事業内容

災害時歯科保健医療活動の実施に必要な資器材を整備するための経費を支援する。

(1) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会

(2) 補助対象経費：災害時に避難所等において歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材や車両の整備に係る費用（携帯型歯科用ポータブルユニット、歯科医療機器等を搬送する移動車（軽自動車）等）

(3) 補助率：10/10（国10/10）

(4) 補助額：19,008千円

3 その他（改善点等）

鳥取県歯科医師会の体制として、歯科巡回診療車は整備しているものの、能登半島地震における災害時歯科医療等の提供の現状を踏まえ、機動的に稼働可能な歯科医療器材の整備が必要である。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

感染症対策センター（内線：7770）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新興感染症対応力強化事業	0	240,389	240,389	120,194			120,195	

トータルコスト 補正前：0円（0.0人）、補正：241,178千円（0.1人）、計：241,178千円（0.1人）

1 事業の目的、概要

新興感染症への対応強化を図るため、県と医療措置協定を締結する医療機関に対し、個室病床の整備等の施設整備、簡易陰圧装置、PCR検査機器等の設備整備に要する費用の一部を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	制度内容	予算額
新興感染症対応力強化事業補助金	<p>県と医療措置協定を締結する医療機関が行う、感染対策のために必要な施設・設備整備の費用に対して補助金を交付する。</p> <p>(1) 対象施設 医療措置協定締結医療機関（締結予定の機関を含む）</p> <p>(2) 対象経費 ア 施設整備 (ア) 個室病床の整備（必要な付属設備の整備を含む） (イ) 個人防護具保管施設の整備 イ 設備整備 簡易陰圧装置、検査機器、簡易ベッド、HEPAフィルター付空気清浄機</p> <p>(3) 補助率 ※整備内容に応じて補助上限有り ア 個室病床の整備(上記(2)ア(ア)) 2/3 (負担割合) 国1/3、県1/3、事業者1/3 イ その他の整備 10/10 (負担割合) 国1/2、県1/2</p>	240,389

3 その他（改善点等）

感染症指定医療機関、医療措置協定締結医療機関を中心に、新興感染症発生に備えた医療提供体制を構築していく。

<医療措置協定の締結状況と本補助金の活用希望>

区分	医療措置協定締結医療機関数 (令和7年3月)	本補助金の活用を希望する医療機関数	
		施設整備	設備整備
病院	43	3	12
診療所	268	1	51

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

節 款項目	3款 民生費									
	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費						
				補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報酬	151,603		151,603	146,153		146,153	140,617		140,617	
2 給料	360,272		360,272	317,196		317,196	317,196		317,196	
3 職員手当等	225,556		225,556	201,323		201,323	201,323		201,323	
4 共済費	141,858		141,858	126,462		126,462	126,453		126,453	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	847,691		847,691	754,749		754,749	8,798		8,798	
8 旅費	24,695		24,695	23,347		23,347	5,574		5,574	
費用弁償	4,405		4,405	4,229		4,229	2,913		2,913	
普通旅費	6,317		6,317	5,307		5,307	1,458		1,458	
特別旅費	13,973		13,973	13,811		13,811	1,203		1,203	
9 交際費	100		100	100		100	100		100	
10 需用費	21,324		21,324	20,183		20,183	8,036		8,036	
11 役務費	28,903		28,903	13,889		13,889	2,040		2,040	
12 委託料	1,114,962	19,954	1,134,916	1,086,494	17,666	1,104,160	301,130		301,130	
13 使用料及び賃借料	26,970		26,970	26,810		26,810	6,335		6,335	
14 工事請負費										
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	424		424	424		424				
18 負担金、補助及び交付金	31,253,581	15,860	31,269,441	30,964,255	15,860	30,980,115	1,066,266	8,360	1,074,626	
19 扶助費	1,312,131		1,312,131	1,138,024		1,138,024	2,288		2,288	
20 貸付金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	1,918,291		1,918,291	1,909,247		1,909,247				
25 寄附金	950		950	50		50				
26 公課費										
27 繰出金	3,004,882		3,004,882	3,004,882		3,004,882				
予備費										
計	40,434,193	35,814	40,470,007	39,733,588	33,526	39,767,114	2,186,156	8,360	2,194,516	
財源内訳	国庫支出金	4,732,944	30,124	4,763,068	4,451,736	28,980	4,480,716	546,741	7,456	554,197
	地方債	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000
	その他	2,172,695		2,172,695	2,060,271		2,060,271	153,431		153,431
	一般財源	33,526,554	5,690	33,532,244	33,219,581	4,546	33,224,127	1,483,984	904	1,484,888

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		1項 社会福祉費			3項 生活保護費					
		4目 高齢者福祉費						1目 生活保護総務費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	820		820	3,928		3,928	3,928		3,928
2	給料				43,076		43,076	43,076		43,076
3	職員手当等				24,233		24,233	24,233		24,233
4	共済費				15,396		15,396	15,396		15,396
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	626,955		626,955	240		240	240		240
8	旅費	5,684		5,684	1,258		1,258	1,258		1,258
	費用弁償	151		151	142		142	142		142
	普通旅費	184		184	976		976	976		976
	特別旅費	5,349		5,349	140		140	140		140
9	交際費									
10	需用費	1,245		1,245	769		769	769		769
11	役務費	3,602		3,602	170		170	170		170
12	委託料	183,737	17,666	201,403	26,485	2,288	28,773	26,485	2,288	28,773
13	使用料及び賃借料	2,334		2,334	110		110	110		110
14	工事請負費									
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	424		424						
18	負担金、補助及び交付金	22,291,143	7,500	22,298,643	128,674		128,674			
19	扶助費				172,607		172,607			
20	貸付金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	1,909,247		1,909,247						
25	寄附金									
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	25,025,191	25,166	25,050,357	416,946	2,288	419,234	115,665	2,288	117,953
財源内訳	国庫支出金	2,662,500	21,524	2,684,024	155,147	1,144	156,291	25,692	1,144	26,836
	地方債									
	その他	1,829,254		1,829,254	19		19	19		19
	一般財源	20,533,437	3,642	20,537,079	261,780	1,144	262,924	89,954	1,144	91,098

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費					
					補正前	補正額	補正後	3目 予防費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	96,087		96,087	46,200		46,200	1,045		1,045
2	給料	708,796		708,796	140,976		140,976			
3	職員手当等	527,814		527,814	88,255		88,255			
4	共済費	261,542		261,542	55,925		55,925			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	506,751		506,751	12,380		12,380	4,242		4,242
8	旅費	28,502		28,502	13,153		13,153	2,724		2,724
	費用弁償	3,981		3,981	2,076		2,076	244		244
	普通旅費	9,192		9,192	2,334		2,334	1,112		1,112
	特別旅費	15,329		15,329	8,743		8,743	1,368		1,368
9	交際費									
10	需用費	62,897		62,897	27,527		27,527	16,344		16,344
11	役務費	33,111		33,111	11,630		11,630	4,028		4,028
12	委託料	573,605		573,605	305,831		305,831	10,760		10,760
13	使用料及び賃借料	186,426		186,426	163,806		163,806	160,895		160,895
14	工事請負費	27,258		27,258	9,518		9,518			
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	17,798		17,798	2,398		2,398	2,398		2,398
18	負担金、補助及び交付金	5,831,337	699,797	6,531,134	524,590	240,389	764,979	382,055	240,389	622,444
19	扶助費	1,155,984		1,155,984	1,155,864		1,155,864	750		750
20	貸付金	974,108		974,108						
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	771,730		771,730						
25	寄附金	68,900		68,900	32,000		32,000	32,000		32,000
26	公課費	125		125						
27	繰出金									
	予備費									
	計	11,832,771	699,797	12,532,568	2,590,053	240,389	2,830,442	617,241	240,389	857,630
財源内訳	国庫支出金	3,184,252	579,602	3,763,854	1,220,120	120,194	1,340,314	409,698	120,194	529,892
	地方債	386,000		386,000	118,000		118,000	112,000		112,000
	その他	869,617		869,617	1,378		1,378	5		5
	一般財源	7,392,902	120,195	7,513,097	1,250,555	120,195	1,370,750	95,538	120,195	215,733

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		4項 医薬費			2目 医務費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	42,057		42,057	8,638		8,638	247,690		247,690
2	給料	364,188		364,188				1,069,068		1,069,068
3	職員手当等	308,176		308,176				753,370		753,370
4	共済費	133,796		133,796	705		705	403,400		403,400
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	494,153		494,153	472,142		472,142	1,354,442		1,354,442
8	旅費	13,146		13,146	4,326		4,326	53,197		53,197
	費用弁償	1,634		1,634	534		534	8,386		8,386
	普通旅費	4,950		4,950	790		790	15,509		15,509
	特別旅費	6,562		6,562	3,002		3,002	29,302		29,302
9	交際費							100		100
10	需用費	24,863		24,863	5,331		5,331	84,221		84,221
11	役務費	11,764		11,764	4,673		4,673	62,014		62,014
12	委託料	254,282		254,282	204,438		204,438	1,688,567	19,954	1,708,521
13	使用料及び賃借料	14,147		14,147	6,930		6,930	213,396		213,396
14	工事請負費	17,740		17,740				27,258		27,258
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	15,400		15,400	15,400		15,400	18,222		18,222
18	負担金、補助及び交付金	5,113,645	459,408	5,573,053	2,053,178	459,408	2,512,586	37,084,918	715,657	37,800,575
19	扶助費	120		120				2,468,115		2,468,115
20	貸付金	974,108		974,108	320,100		320,100	974,108		974,108
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料							100,000		100,000
23	投資及び出資金									
24	積立金	771,730		771,730	771,730		771,730	2,690,021		2,690,021
25	寄附金	36,900		36,900	36,900		36,900	69,850		69,850
26	公課費							125		125
27	繰出金							3,004,882		3,004,882
	予備費									
	計	8,590,215	459,408	9,049,623	3,904,491	459,408	4,363,899	52,366,964	735,611	53,102,575
財源内訳	国庫支出金	1,958,840	459,408	2,418,248	1,949,439	459,408	2,408,847	7,917,196	609,726	8,526,922
	地方債	268,000		268,000				388,000		388,000
	その他	855,844		855,844	801,906		801,906	3,042,312		3,042,312
	一般財源	5,507,531		5,507,531	1,153,146		1,153,146	41,019,456	125,885	41,145,341

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金	904
	生活福祉資金貸付事業補助金	7,456
4 目 高齢者福祉費		
負担金、補助及び交付金	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金	7,500
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
負担金、補助及び交付金	新興感染症対応力強化事業補助金	240,389
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	医療施設等経営強化緊急支援事業補助金	440,400
	災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金	19,008

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
								国庫支出金	地方債	その他			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
令和7年度 医師確保奨学金等貸 付事業	医療政策 課	補 正 前	342,000			令和8年度から 令和13年度まで	342,000				21,600	320,400	
		補 正	38,880			令和8年度から 令和13年度まで	38,880					38,880	
		補 正 後	380,880			令和8年度から 令和13年度まで	380,880				21,600	359,280	

<p>条例名等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例</p>							
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 (1) 県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者(地域医療に貢献する者を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来県内の医療機関等において医師の業務に従事しようとするものに対し、新たに地域医療強化医師確保奨学金を貸し付けることに伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について定める。 (2) 医師及び看護師の多様な働き方を支援するため、看護職員奨学金、医師養成確保奨学金等に係る債務の免除の要件となる常勤看護職員、常勤医師等としての業務の従事期間について、非常勤看護職員、非常勤医師等として業務に従事した期間を考慮できることとする。</p> <p>2 概要 (1) 地域医療強化医師確保奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を定める。</p> <table border="1" data-bbox="261 909 1442 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 909 1254 954">免除の条件</th> <th data-bbox="1254 909 1442 954">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 954 1254 1211"> ア 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに鳥取大学医学部附属病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了後直ちに鳥取大学医学部附属病院が管理を行う専門研修(医師が臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修をいう。)を受け、又は知事が別に定める業務に従事し、専門研修等期間が4年間となったとき。 </td> <td data-bbox="1254 954 1442 1361" rowspan="2"> 債務の全部 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1211 1254 1361"> イ アに規定する臨床研修を受けている期間又は専門研修等期間中に、研修若しくは業務上の事由により死亡し、又は研修若しくは業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその研修を受け、又は業務に従事することができなくなったとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1361 1254 1473"> ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。 </td> <td data-bbox="1254 1361 1442 1473"> 債務の全部 又は一部 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 看護職員奨学金、医師養成確保奨学金等の免除の条件となる常勤看護職員、常勤医師等としての業務の期間について、常勤看護職員、常勤医師等として勤務することができなかった場合において、非常勤看護職員、非常勤医師等として勤務した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	免除の条件	免除の範囲	ア 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに鳥取大学医学部附属病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了後直ちに鳥取大学医学部附属病院が管理を行う専門研修(医師が臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修をいう。)を受け、又は知事が別に定める業務に従事し、専門研修等期間が4年間となったとき。	債務の全部	イ アに規定する臨床研修を受けている期間又は専門研修等期間中に、研修若しくは業務上の事由により死亡し、又は研修若しくは業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその研修を受け、又は業務に従事することができなくなったとき。	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部
免除の条件	免除の範囲							
ア 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに鳥取大学医学部附属病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了後直ちに鳥取大学医学部附属病院が管理を行う専門研修(医師が臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修をいう。)を受け、又は知事が別に定める業務に従事し、専門研修等期間が4年間となったとき。	債務の全部							
イ アに規定する臨床研修を受けている期間又は専門研修等期間中に、研修若しくは業務上の事由により死亡し、又は研修若しくは業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその研修を受け、又は業務に従事することができなくなったとき。								
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部							

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		免除の範囲	
略				略			
看護職員奨学金	<p>県内における看護職員（保健師、助産師及び看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内において</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に看護職員の免許を取得し、かつ、大規模病院以外の県内の施設において<u>常勤看護職員（1週間当たりの勤務時間が32時間以上である看護職員をいう。以下同じ。）の業務に従事し、又は県内の看護職員養成施設において常勤看護教員（1週間当たりの勤務時間が32時間以上である看護教員をいう。以下同</u></p>	略	看護職員奨学金	<p>県内における看護職員（保健師、助産師及び看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内において</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に看護職員の免許を取得し、かつ、大規模病院以外の県内の施設において<u>常勤の看護職員の業務（1週間当たりの勤務時間が32時間以上であるものに限る。以下同じ。）に従事し、又は県内の看護職員養成施設において常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間これらの業務に従事したとき。</u></p>	略

看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	じ。)の業務に従事し、引き続き6年間これらの業務に従事したとき。		看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金			
	2 県内において <u>常勤看護職員</u> 又は <u>常勤看護教員</u> の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。			2 県内において <u>常勤の看護職員</u> 又は <u>看護教員</u> の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。		
	3 第1号に該当する場合を除き、県内において <u>常勤看護職員</u> 又は <u>常勤看護教員</u> の業務に従事し、引き続き看護職員奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部(大規模病院において <u>常勤看護職員</u> の業務に従事した場合にあっては、貸与を受けた看護職員奨学金の額の2分の1に相当する額を限度とする。)			3 第1号に該当する場合を除き、県内において <u>常勤の看護職員</u> 又は <u>看護教員</u> の業務に従事し、引き続き看護職員奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部(大規模病院において <u>常勤の看護職員</u> の業務に従事した場合にあっては、貸与を受けた看護職員奨学金の額の2分の1に相当する額を限度とする)

		4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため <u>常勤看護職員</u> の業務に従事することができなくなったとき。	略			4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため <u>常勤の看護職員</u> の業務に従事することができなくなったとき。	略		
略				略					
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者）にあっては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団	略	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部	医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者）にあっては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団	略	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

める期間内に)
鳥取大学医学部
附属病院が管理
を行う専門研修
(医師が臨床研
修を修了した後
に受ける医療に
関する専門的な
知識及び技能に
関する研修をい
う。以下同じ。)を受け、
又は知事が別に
定める業務に従
事し、専門研修
等期間(専門研
修を県内におい
て受けた期間又
は知事が別に定
める業務に従事
した期間を通算
した期間をい
う。以下この項
において同じ。)が4年間
となったとき。

2 前号に規定す
る臨床研修を受
けている期間又
は専門研修等期
間中に、研修若
しくは業務上の
事由により死亡
し、又は研修若
しくは業務に起
因して精神若し
しくは身体に著
しい障害を受け
たためその研修
を受け、又はそ
の業務に従事す
ることができな
くなったとき。

3 前号に該当す

債務の

	<p>る場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>全部又は一部</p>			
略			略		
備考			備考		
<p>1 略</p> <p>2 <u>看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号の規定による常勤看護職員又は常勤看護教員の業務に従事した期間の計算については、常勤看護職員又は常勤看護教員の業務に従事することができなかった場合において非常勤看護職員（1週間当たりの勤務時間が32時間未満の看護職員をいう。）又は非常勤看護教員（1週間当たりの勤務時間が32時間未満の看護教員をいう。）の業務に従事した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）及び常勤医師としての業務に従事することができなかった場合において非常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の一部を勤務し、又は1週間当たり32時間未満勤務する医師をいう。以下同じ）の業務に従事した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>地域医療強化医師確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する専門研修等期間の計算については、知事が別に定めるところによるものとし、専門研修を修了した後（これに準ずると認められる場合を含む。）又は知事が別に定める業務に従</u></p>			<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。</u></p> <p>6 略</p>		

事した後、直ちに（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間内に）県内の病院又は診療所において医師の業務に従事したときは、当該医師の業務に従事した期間を加えるものとする。

9 臨時特例医師確保対策奨学金の項免除の条件の欄第1号、臨床研修医研修資金貸付金の項免除の条件の欄第1号及び医師海外留学資金貸付金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、常勤医師としての業務に従事することができなかった場合において非常勤医師の業務に従事した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。

10 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

<p>条例名等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり法律上県の義務に属する身体障害者手帳の再認定に係る診断書様式の誤送付による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市上後藤七丁目4番18号207号 渡辺由香</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金11,990円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要 西部総合事務所所属の職員が、和解の相手方の子の身体障害者手帳の再認定手続きにおいて、再認定対象ではない誤った診断書様式を送付した。これにより、和解の相手方が、本来必要ではない診断書を取得したために負担した費用を県が負担しようとするものである。</p>

令和6年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

福祉保健部(単位:円)

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
						既収入 特定財源	未収入特定財源					
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債		
2	総務費	1 総務管理費	福祉保健部国庫返還金費 福祉保健課	297,128,000	7,842,302						7,842,302	
3	民生費	1 社会福祉費	灯油代等家計負担激変緩和 対策事業費	孤独・孤立対策課	100,000,000	25,000,000		17,500,000				7,500,000
			鳥取県地域医療介護総合確保 基金(施設整備)事業費	長寿社会課	910,124,000	672,858,000	672,858,000					
			介護サービス事業者の 生産性向上や協働化等を 通じた職場環境改善事業費	長寿社会課	861,275,000	464,011,000		371,209,000				92,802,000
			鳥取県社会福祉施設等 施設整備事業費	障がい福祉課	312,249,000	159,409,000		99,577,000				59,832,000
			鳥取県障がい福祉分野における ロボット・ICT導入支援事業費	障がい福祉課	15,000,000	11,181,000		7,454,000				3,727,000
4	衛生費	4 医薬費	地域医療対策費 (医療施設等設備整備)	医療政策課	180,345,000	1,474,000		737,000				737,000
			地域の医療維持支援事業費	医療政策課	25,000,000	25,000,000	25,000,000					
			電子処方箋の活用・ 普及促進事業費	医療政策課	68,058,000	68,058,000		45,372,000				22,686,000
			県立看護学校学務 システム更新事業費	医療政策課	18,644,000	18,644,000						18,644,000
合計				2,787,823,000	1,453,477,302	697,858,000	541,849,000				213,770,302	

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(2) 鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例 (鳥取県特別医療費助成条例、鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部改正) (令和 7 年 5 月 2 0 日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。) の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項が改められたことから、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本会議に報告する。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 次の条例中引用する障害者総合支援法の条項を改める。</p> <p>ア 鳥取県特別医療費助成条例</p> <p>イ 鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例</p> <p>(2) 施行期日は、令和 7 年 1 0 月 1 日とする。</p>

鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第1条 鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第25項</u>に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。))を除く。)に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)~(4) 略</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第24項</u>に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。))を除く。)に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)~(4) 略</p>

(鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)

第4条 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(平成29年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障がい者の就労の促進等)</p> <p>第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 就労移行支援事業所(障害者総合支援法 <u>第5条第14項</u>に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。)及び就労継続支援事業所(障害者総合支援法 <u>第5条第15項</u>に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。)における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(障がい者の就労の促進等)</p> <p>第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 就労移行支援事業所(障害者総合支援法 <u>第5条第13項</u>に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。)及び就労継続支援事業所(障害者総合支援法 <u>第5条第14項</u>に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。)における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	福祉保健部健康医療局医療・保険課	物品 保守	ノートパソコン プリンター	1台 1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウェイ	990,000	令和7年4月1日 ～令和12年4月30日	鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課